

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年5月19日(2016.5.19)

【公開番号】特開2016-34559(P2016-34559A)

【公開日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2016-016

【出願番号】特願2015-208206(P2015-208206)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 2 F

A 6 3 F 7/02 3 5 2 L

A 6 3 F 7/02 3 5 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月25日(2016.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機に対応して配置され、遊技者が所有する所有価値を特定可能な遊技用記録媒体を受付け、該受付けられた遊技用記録媒体から特定される前記所有価値を遊技に使用させる使用処理を行なう遊技用装置であって、

前記所有価値を用いて所望の所定価値の物品を交換する場合に少なくとも前記所定価値を特定可能な交換指示を受付ける指示受付手段と、

前記遊技用記録媒体の受付中に前記交換指示を受付けたことを条件として、前記所有価値から前記所定価値を減算した残所有価値を該受付中の遊技用記録媒体から特定可能とするための第1特定処理を実行する第1処理手段と、

前記第1特定処理が実行されたことを条件として、該受付中の遊技用記録媒体を排出する第1排出制御手段と、

前記第1排出制御手段により前記受付中の遊技用記録媒体が排出されたことに応じて、物品との交換を扱う係員の遊技用記録媒体である係員用記録媒体を受付け可能となる受付制御手段と、

前記係員用記録媒体が受付けられたことを条件として、前記所定価値を該受付けられた係員用記録媒体から特定可能な所有価値に加算するための第2特定処理を実行する第2処理手段と、

前記第2特定処理が実行されたことを条件として、該受付けられた係員用記録媒体を排出する第2排出制御手段と、

前記第1排出制御手段によって受付中の遊技用記録媒体が排出された後に、所定報知を行なう報知手段とを備えることを特徴とする、遊技用装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

(1) 遊技機(たとえば、パチンコ機2、スロットマシン)に対応して配置され、遊技者が所有する所有価値を特定可能な遊技用記録媒体(たとえば、会員カード、ビジターカード)を受付け、該受付けられた遊技用記録媒体から特定される前記所有価値を遊技に使用させる使用処理を行なう遊技用装置(たとえば、カードユニット3)であって、

前記所有価値を用いて所望の所定価値の物品を交換する場合に少なくとも前記所定価値を特定可能な交換指示を受付ける指示受付手段(たとえば、図44のステップSe2)と、

前記遊技用記録媒体の受付中に前記交換指示を受付けたことを条件として、前記所有価値から前記所定価値を減算した残所有価値を該受付中の遊技用記録媒体(たとえば、会員カードまたはビジターカード)から特定可能とするための第1特定処理(たとえば、残りの持玉数、カードIDの送信、または、残りの持玉数のカードへの書き込み)を実行する第1処理手段(たとえば、図44のステップSe3b～ステップSe8)と、

前記第1特定処理が実行されたことを条件として、該受付中の遊技用記録媒体を排出する第1排出制御手段(たとえば、図44のステップSe11、ステップSe13)と、

前記第1排出制御手段により前記受付中の遊技用記録媒体が排出されたことに応じて、物品との交換を扱う係員の遊技用記録媒体である係員用記録媒体(たとえば、会員カード)を受付け可能となる受付制御手段(たとえば、図44のステップSe14b)と、

前記係員用記録媒体が受付けられたことを条件として、前記所定価値を該受付けられた係員用記録媒体から特定可能な所有価値に加算するための第2特定処理を実行する第2処理手段(たとえば、図44のステップSe15～ステップSe20)と、

前記第2特定処理が実行されたことを条件として、該受付けられた係員用記録媒体を排出する第2排出制御手段(たとえば、図44のステップSe22)と、

前記第1排出制御手段によって受付中の遊技用記録媒体が排出された後に、所定報知を行なう報知手段(たとえば、図44のステップSe12)とを備える。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

このような構成によれば、所有価値を用いて所望の所定価値の物品を交換する場合に少なくとも所定価値を特定可能な交換指示が受付けられ、遊技用記録媒体の受付中に交換指示が受付けられたことを条件として、所有価値から所定価値を減算した残所有価値を該受付中の遊技用記録媒体から特定可能とするための第1特定処理が実行され、第1特定処理が実行されたことを条件として、該受付中の遊技用記録媒体が排出され、受付中の遊技用記録媒体が排出されたことに応じて、物品との交換を扱う係員の遊技用記録媒体である係員用記録媒体が受付け可能となり、係員用記録媒体が受付けられたことを条件として、所定価値を該受付けられた係員用記録媒体から特定可能な所有価値に加算するための第2特定処理が実行され、第2特定処理が実行されたことを条件として、該受付けられた係員用記録媒体が排出され、受付中の遊技用記録媒体が排出された後に、所定報知が行なわれる。

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(1') 上記(1)の遊技用装置において、前記報知手段は、前記係員用記録媒体の挿入を促す報知を行なう。

#### 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

(6) 遊技機(たとえば、パチンコ機2、スロットマシン)に対応して配置され、遊技者が所有する所有価値を特定可能な遊技用記録媒体(たとえば、会員カード、ビジターカード)を受付け、該受付けられた遊技用記録媒体から特定される前記所有価値を遊技に使用させる使用処理を行なう遊技用装置(たとえば、カードユニット3)と、遊技者の前記所有価値を管理する管理装置(たとえば、管理コンピュータ150)とを含む遊技用システム(たとえば、遊技用システム)であって、

前記遊技用装置は、

前記所有価値を用いて所望の所定価値の物品を交換する場合に少なくとも前記所定価値を特定可能な交換指示を受付ける指示受付手段(たとえば、図44のステップSe2)と、

前記遊技用記録媒体の受付中に前記交換指示を受付けたことを条件として、前記所有価値から前記所定価値を減算した残所有価値を該受付中の遊技用記録媒体(たとえば、会員カードまたはビジターカード)から特定可能とするための第1特定処理(たとえば、残りの持玉数、カードIDの送信、または、残りの持玉数のカードへの書込み)を実行する第1処理手段(たとえば、図44のステップSe3b～ステップSe8)と、

前記第1特定処理が実行されたことを条件として、該受付中の遊技用記録媒体を排出する第1排出制御手段(たとえば、図44のステップSe11、ステップSe13)と、

前記第1排出制御手段により前記受付中の遊技用記録媒体が排出されたことに応じて、物品との交換を扱う係員の遊技用記録媒体である係員用記録媒体(たとえば、会員カード)を受付け可能となる受付制御手段(たとえば、図44のステップSe14b)と、

前記係員用記録媒体が受付けられたことを条件として、前記所定価値を該受付けられた係員用記録媒体から特定可能な所有価値に加算するための第2特定処理(たとえば、残りの持玉数、カードIDの送信、または、残りの持玉数のカードへの書込み)を実行する第2処理手段(たとえば、図44のステップSe15～ステップSe20)と、

前記第2特定処理が実行されたことを条件として、該受付けられた係員用記録媒体を排出する第2排出制御手段(たとえば、図44のステップSe22)と、

前記第1排出制御手段によって受付中の遊技用記録媒体が排出された後に、所定報知を行なう報知手段とを備え、

前記管理装置は、

前記遊技用装置において前記第1特定処理が実行されたことを条件として、当該第1特定処理において遊技用記録媒体から特定可能とされた所有価値を記憶する第1記憶手段(たとえば、図29(b)のSc22)と、

前記遊技用装置において前記第2特定処理が実行されたことを条件として、当該第2特定処理において遊技用記録媒体から特定可能とされた所有価値を記憶する第2記憶手段(たとえば、図29(b)のSc22)とを備える。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

このような構成によれば、遊技用装置によって、所有価値を用いて所望の所定価値の物品を交換する場合に少なくとも所定価値を特定可能な交換指示が受付けられ、遊技用記録媒体の受付中に交換指示が受付けられたことを条件として、所有価値から所定価値を減算した残所有価値を受付中の遊技用記録媒体から特定可能とするための第1特定処理が実行

され、第1特定処理が実行されたことを条件として、該受付中の遊技用記録媒体が排出され、受付中の遊技用記録媒体が排出されたことに応じて、物品との交換を扱う係員の遊技用記録媒体である係員用記録媒体が受付け可能となり、係員用記録媒体が受付けられたことを条件として、所定価値を該受付けられた係員用記録媒体から特定可能な所有価値に加算するための第2特定処理が実行され、第2特定処理が実行されたことを条件として、該受付けられた係員用記録媒体が排出され、受付中の遊技用記録媒体が排出された後に、所定報知が行なわれる。